

改正案

現行

別表第三（第四条関係）

別表第三（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計	(略)	(略)	(略)

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計	(略)	(略)	<p>一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>二 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p> <p>三 第一号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>四 都道府県の教育委員会に対する第一号に規定する調査票の送付に関する事務</p>

二 (略)	事項を明らかにするためにすることを目的とする基幹統計	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第五において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下この項において同じ。が廃止されたときの調査に係るものに限る。）の指定に関する事務</p>
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

二 (略)	事項を明らかにするためにすることを目的とする基幹統計	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。が廃止されたときの調査に係るものに限る。）の指定に関する事務</p>
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

別表第五（第四条関係）

学校に おける 幼児、 児童、 生徒、 学生及 び職員 の発育 及び健 康の状 態並び に健康 診断の 実施状 況及び 保健設 備の状 況を明 らかに するこ とを目 的とす	事務の 区分	都道府県知事が行 う事務	都道府県の教 育委員会が行 う事務	市町村の教育 委員会が行う 事務	(略)
					(略)
					(略)
					(略)

別表第五（第四条関係）

学校に おける 幼児、 児童、 生徒、 学生及 び職員 の発育 及び健 康の状 態並び に健康 診断の 実施状 況及び 保健設 備の状 況を明 らかに するこ とを目 的とす	事務の 区分	都道府県知事が行 う事務	都道府県の教 育委員会が行 う事務	市町村の教育 委員会が行う 事務	(略)
					(略)
					(略)
					(略)

統計 する基幹	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

統計 する基幹	
(略)	
(略)	四 第二号、この 項第四欄第一号 及びこの項第五 欄第一号に規定 する調査票の審 査に関する事務
(略)	
(略)	